二　山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三　切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

第五条を第七条とする。

第四条中「第九条第一項（法第十二条第三項」を「第十三条第一項（法第十六条第三項」に、「擁壁」を「擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」に、「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同条を第六条とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条　法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五　前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2　法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業

六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

第二章の章名を次のように改める。

第二章　宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

第一章に次の一条を加える。

（土石の堆積）

第四条　法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一　高さが二メートルを超える土石の堆積

二　前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

別表第一中「第六条」を「第八条、第三十条」に改める。

別表第二及び別表第三中「第七条、第十九条」を「第九条、第三十条、第三十五条」に改める。

別表第四中「第八条」を「第十条、第三十条」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項及び第十二条第一項」を「第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第三条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十四条第二項、第三項又は第四項前段」を「第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項まで」に、「第二十六条」を「第五十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）」に改める。

第七条の三第二号を次のように改める。

二　宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項から第四項まで、第三十一条（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第二項から第四項まで

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二十三号を次のように改める。

二十三　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の許可

第三条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七　宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十一条（同法第十二条第三項」を「第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第六号

二　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第三号

三　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第二十号

四　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第九号

五　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第七号